

Q10： 保険料は、任意継続組合員と国民健康保険を比べたらどちらが安いのですか？

A10： 任意継続組合員の掛金額は退職時の給料で決まるため、1年目も2年目もほとんど変わりません。一方、国保の保険料は前年の所得が反映するため、現職時の所得がまるまる反映する1年目は最高限度額になることも想定されますが、2年目は前年（1年目）の所得が少なければ、任意継続組合員よりも安くなることも考えられます。このため、任意継続組合員の2年目からは国保に切り替える方がおられます。なお、国保の保険料は、居住している市区町村の国保担当課で確認してください。